

○内閣府令第七十六号

地域再生法の一部を改正する法律（令和六年法律第十七号）の施行に伴い、及び地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の三十七第一項の規定に基づき、地域再生法施行規則及び沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年九月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

地域再生法施行規則及び沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

（地域再生法施行規則の一部改正）

第一条 地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(地域再生計画の記載事項)

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

〔一〇五 略〕

六 法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 〔略〕

ロ 法第五条第四項第四号ロの事項のうち地方公共団体、地域再生推進法人(同号ロに規定する地域再生推進法人をいう。以下同じ。)

又は第七条第二項に規定する公共的団体により行われる事業に関するものを記載する場合 同条第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

〔ハ・ニ 略〕

〔七〇二十一 略〕

〔二〇四 略〕

(地域住宅団地再生事業計画の作成等の提案)

第四十五条 法第十七条の三十七第一項の規定により地域住宅団地再生事業計画(法第十七条の三十六第一項に規定する地域住宅団地再生事業計画をいう。以下この条において同じ。)の作成又は変更の提案を行おうとする地域再生推進法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に地域住宅団地再生事業計画の素案を添えて、認定市町村に提出しなければならない。

提出しなければならない。

改正前

(地域再生計画の記載事項)

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

〔一〇五 同上〕

六 法第五条第四項第四号の事項を記載する場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 〔同上〕

ロ 法第五条第四項第四号ロの事項のうち地方公共団体、地域再生推進法人(同号ロに規定する地域再生推進法人をいう。第七条第一項

第一号及び第四十四条において同じ。)又は第七条第二項に規定する公共的団体により行われる事業に関するものを記載する場合 同条第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる事業の種別、当該事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

〔ハ・ニ 同上〕

〔七〇二十一 同上〕

〔二〇四 同上〕

〔条を加える。〕

(職員の派遣の要請手続等)

第四十六条 「略」

(職員の派遣の要請手続等)

第四十五条 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(沖繩総合事務局組織規則の一部改正)

第二条 沖繩総合事務局組織規則(平成十三年内閣府令第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(企画室の所掌事務)</p> <p>第八十四条 企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>〔一〕四 略</p> <p>五 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の五十四第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に關すること。</p> <p>〔六〕九 略</p>
改正前	<p>(企画室の所掌事務)</p> <p>第八十四条 企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>〔一〕四 同上</p> <p>五 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の四十六第一項に規定する住宅団地再生貨物運送共同化実施計画の認定に關すること。</p> <p>〔六〕九 同上</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この府令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。